



令和8年度

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業

住宅用太陽光発電等リース設置補助金のご案内

環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)」を活用し、住宅の屋根置き型太陽光発電設備及び蓄電池設備のリース設置補助を行います。

この事業は、住宅への太陽光発電・蓄電池の導入促進を図り、電力由来の二酸化炭素排出量を削減することをめざすものです。

(注意事項)

●設備について

- (1) リース事業者に対して補助金を交付し、その分、リース料を安価にする制度です。市民の方が直接補助金を受けることはできません。 糸島市公式ホームページに掲載されている糸島市太陽光発電リースプラン登録制度の登録事業者に相談してください。
- (2) FIT制度(固定価格買取制度)やFIP制度の認定を受けた設備は**補助対象外**です。
- (3) 太陽光発電設備による発電電力量の30%以上を自家消費する必要があります。
- (4) 蓄電池だけの導入は補助対象外です。

●申請、補助対象設備の取り扱い

- (5) 原則として、申請者(リース事業者)自身が申請書を作成し、提出してください。
【代理申請】申請者から委任を受けた行政書士のみ可。
- (6) 申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、募集終了後に交付決定の取消等があった場合の繰り上げ対象とするため、先着順に最大3件分の仮受付を行います(取消や取下げがない場合は補助できません。ご了承ください)。
- (7) 受付の順番は、①郵送の場合は市役所到着日の8:30、②窓口の場合は提出時間によって判断します。ただし、申請書類が全て揃っている状態で受付としますので、不備がある場合は受け付けられません。
- (8) 交付申請書提出期限：令和8年11月30日(月)
実績報告書提出期限：令和9年 2月26日(金)

●その他

- (10) 申請する設備について国・市による他の補助金等を受ける場合、補助対象外となります。
- (11) 補助金による導入設備は、法定耐用年数が経過するまで補助金の目的に沿って適正に使用する必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金の交付決定取消や返還を求めることがあります。

市WEBサイト

1. 補助対象設備

以下の要件を全て満たす設備を補助対象とします。

共通事項(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 商用化され、導入実績があること、中古設備でないこと
- 既存設備の増設でないこと(既存設備が自家消費をしない全量売電の場合は増設とは扱わない)
- 設置する住宅における電力使用量を考慮し、適切な出力値の太陽光発電設備の設置や蓄電池設備の同時導入等によって**発電電力量の30パーセント以上を自家消費すること**

太陽光発電設備(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 糸島市内の個人住宅の屋根に設置するもの
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値が**10kW未満の設備**であること
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給(自己託送)を行わないこと
- 事業によって得られる**環境価値をサービス利用者に帰属させること**
- 法定耐用年数(6ページ参照)を経過するまでの間、補助対象設備の導入により取得した温室効果ガス排出削減効果について**J-クレジット制度への登録を行わないこと**
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(再エネ特措法)に基づく**FIT制度(固定価格買取制度)またはFIP制度の認定を取得しないこと**
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」に定める遵守事項等に準拠して事業を行うこと(ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。)

蓄電池設備(次に掲げる要件をすべて満たすもの)

- 上記の太陽光発電設備の附帯設備**として導入するものであること(単体の導入は補助対象外)
- 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時にも充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
- 1kWhあたりの価格が12万5千円(工事費込み、税抜き)以下となるよう努めること**
※上記の価格以上の場合でも補助対象として扱いますが、複数設備の比較により導入設備を選定するように努めてください。
- 蓄電容量が20kWh以下の家庭用蓄電池設備であること
- 13ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること

<注意事項>

- ①この補助金における住宅とは、個人が所有する戸建の専用住宅または併用住宅(居住の用に供する部分の床面積が2分の1以上のもの。)の用に供する家屋(これらの住宅の同一敷地内にあり、これらに付属する車庫等の家屋、設備を含む。)をいい、集合住宅や保養所、寄宿舍等は対象外です。
- ②**補助金交付決定前に事業に着手すると補助対象外**となります(サービス利用者とリース事業者による**契約・発注は着手扱い**)。
- ③太陽光発電の設置完了後から一定期間、自家消費量に関する報告をご提出いただくことがあります。

2. 補助対象者

次に掲げる(1)から(7)までの要件をすべて満たす者とします。

(1) リースプラン登録制度の登録事業者	「糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業太陽光発電リースプラン登録制度」にプラン登録をしている事業者。
(2) 補助対象設備の所有	補助対象設備の設置費を負担し、当該設備を所有する者。
(3) サービス利用者とのリース契約の締結	第8条の規定による補助金交付決定後に補助対象設備に関するリース契約をサービス利用者と締結する事業者(当該事業者がサービス利用者と直接リース契約を締結しない場合でも、他の事業者を介した転リースによってサービス利用者に提供する場合を含む。)
(4) 商業・法人登記等	①商業・法人登記に登録されている事業者。 ②福岡県内に事業所を有する事業者(支社、支店等の別は問わない。)
(5) 市税の納税状況	糸島市税を滞納していない事業者。
(6) 補助金の交付状況	本申請における補助対象設備に対して、国費を財源とする他の補助金または糸島市が実施する他の補助金を受けていない事業者、または受ける予定がない事業者。
(7) 暴力団の排除	①糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員でない者(法人の場合、その役員を含む)。 ②糸島市暴力団排除条例(平成22年条例第200号)第2条に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有していない者(法人の場合、その役員を含む)。

3. 補助対象経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、14ページの表に規定する費用が対象です。

【補助対象とならない経費の例】

リースにかかる費用(金利、税、動産保険など)、一般送配電事業者への接続検討申込に係る費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのうちカーポート部及び設置費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用など

4. 補助金の額

補助金の額は、次のとおり決定します。

太陽光発電設備	<p>出力(kW)×70,000円 ※ただし9kW相当額を上限。</p> <p>○太陽電池モジュール公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い方(kW表示の小数点以下は切り捨て)で計算します。</p> <p>○当該リース施行体制において糸島市内に本社・本店を置く事業者が含まれる場合は、1kWあたり1万円を加算した額とする。</p> <p>※太陽光発電設備の補助対象経費を太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値(kW表示)で除した1kWあたりの経費が7万円に満たない場合は、その額(千円未満の端数を生じたときは切り捨て)を1kWあたりの補助金の額とします。</p>
蓄電池設備	<p>1kWhあたりの経費の額(=蓄電池の補助対象経費÷蓄電容量<kWh、小数点第2位以下切捨>)が</p> <p>①153,000円を超える場合 補助金額：1kWhあたり51,000円 蓄電容量が10kWhを超える場合は、10kWh相当額を上限。</p> <p>②153,000円以下の場合 補助金額：蓄電池の補助対象経費×1/3 蓄電容量が10kWhを超える場合は、1kWhあたりの経費の額×10kWh×1/3</p> <p>※補助対象経費及び1kWhあたりの経費の額は税抜とする。補助金額に千円未満の端数を生じるときは切り捨てる。</p>

5. 交付申請

補助金の交付を受けたい方は、以下のとおり交付申請書類を提出してください。

申請書類の作成・提出

- 申請書は申請者自身が作成してください。代理申請は、申請者から委任を受けた行政書士のみ受け付けます(行政書士法改正により、行政書士以外の方が名目に関係なく有償で代理申請を行うことができなくなりました)。
- 住宅用太陽光発電等リース設置補助金交付申請書(様式第1号)及び事業計画書に下表の書類を添えて提出。①郵送、②窓口持参のいずれかで提出してください。

交付申請書の提出期限

令和8年11月30日(月)まで

- 申請は先着順に受け付け、予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、募集終了後も交付決定取消や取下げがあった場合の繰り上げ対象とするため、最大3件分まで申請書の仮受付を行います。
- 受付の順番は、①郵送は市役所への書類到着日の8:30、②窓口は提出時間によって判断します。ただし、申請書類が全て揃っている場合に受付扱いとします。

■交付申請書に添付する書類

- ①委任状(申請を行政書士に委任する場合)に加え、以下の書類
行政書士証票の写し
- ②リースの実施体制予定表
※リース事業者、施工事業者、メンテナンス等を記載すること。
※糸島市内に本社・本店を置く事業者が含まれる場合は、その旨を記載すること。
- ③設備設置費用の見積書の写し
ア) 導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されているもの。蓄電池はパッケージ型番、システム構成機器及び付帯設備の型番を記載すること(補助対象設備を一式とは記載しないこと)
イ) 設備費及び工事費に値引きがある場合は、値引き後の額をもとに作成しているもの(やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引きの対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書を別途添付すること)
- ④補助対象設備の設置予定図
ア) 太陽電池モジュールの取付位置・方法等を記載した屋根伏図
イ) パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び付帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図
- ⑤施工前のカラー写真
※指定様式に貼付(写真のみの提出は受け付けられません)。別に定める注意事項に沿って撮影すること。
- ⑥その他市長が必要と認める書類(申請内容によって追加書類を求めることがあります)

交付決定

- 受付後、申請内容の審査を経て補助金交付の可否を決定し、申請者に通知します。
- 申請受付から補助金交付の可否決定までに要する標準的な期間は約1か月です。
- ※交付決定前にサービス利用者とリース事業者による契約を締結した場合、補助対象外となります。

6. 実績報告

補助対象設備の設置完了後、すみやかに実績報告書類を提出してください。

補助事業の完了日

○施工事業者に対する補助対象設備の設置工事にかかる代金の支払日、または施工事業者から補助事業者に対する補助対象設備の引き渡しが行われた日のいずれか遅い日とします。

実績報告書の提出

○補助事業の完了後、住宅用太陽光発電等リース設置**補助金実績報告書**(様式第5号)に下表の書類を添えて提出。①郵送、②窓口持参のいずれかで提出してください。

実績報告書の提出期限

令和9年2月26日(金)まで(補助事業の完了日以後、左記の期限までに提出)

■実績報告書に添付する書類

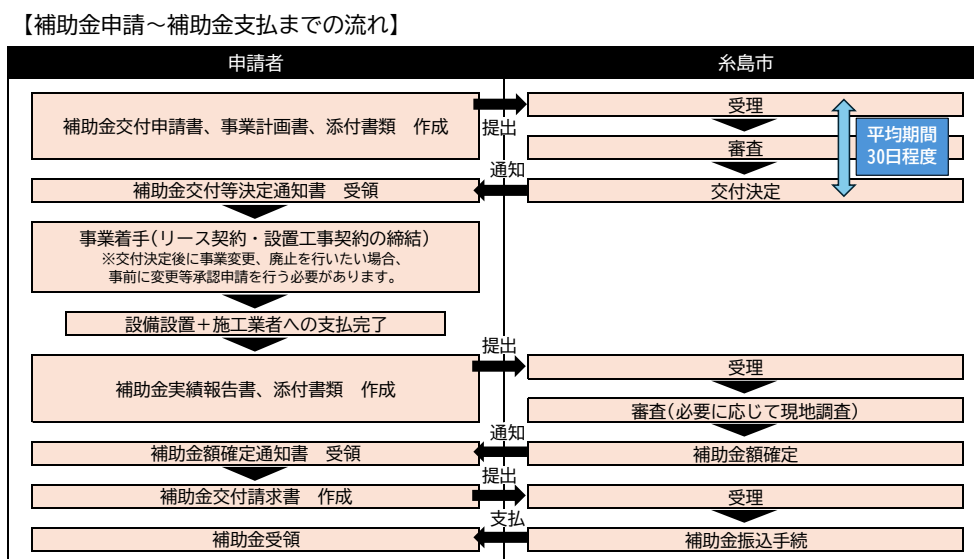
- ①リースの実施体制表
※交付申請時から変更がない場合は交付申請時と同じものを提出。
- ②設備設置に関する契約書(注文書等)の写し
- ③代金等の支払を証する書類(領収書または銀行振込明細書)の写し
- ④リース契約書の写し
ア)リース料額は、補助金交付決定額を控除した後の額を基礎として算定すること。
イ)補助金交付決定額が控除されたリース料になっていることを記載した書面を添付すること。
ウ)リース期間が法定耐用年数(太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年)に満たない場合、法定耐用年数を経過するまで継続的に使用するための措置等を示すこと。
エ)転リースが含まれるリースの場合は、それに関連する契約書も添付すること。
- ⑤補助対象設備の設置図(屋根伏図、平面図または間取図に設置状況を記載したもの)及び単線結線図
※単線結線図は、一般送配電事業者に提出した系統連系資料のもの。
- ⑥サービス利用者と登録小売電気事業者との非FIT売電契約書の写し
※余剰売電を行う場合に提出(FIT・FIPの認定を受けた売電は不可)。
※余剰売電を行わない場合は「系統連系承諾書」または「系統連系に係る契約のご案内」の写しを提出。
- ⑦施工後のカラー写真
※指定様式に貼付(写真のみの提出は受け付けられません)。別に定める注意事項に沿って撮影すること。
- ⑧その他市長が必要と認める書類(申請内容によって追加書類を求めることがあります)

補助金額の確定

実績報告書の受付後、審査(必要に応じて現地調査)を経て補助金額を確定し、補助事業者に通知します。

7. 補助金の交付

補助金額の確定通知を受けた補助事業者は、通知を受けた日以後に、住宅用太陽光発電等リース設置補助金交付請求書(様式第7号)を市長に提出してください。①郵送、②窓口持参のいずれかで提出してください。補助金は、原則としてご指定の銀行口座へ振り込みます。



8. 設備設置完了後の注意事項

補助金を活用して導入した設備については、その目的に沿って適正に利用していただく必要があります。

取得財産等の管理義務

補助事業者は、補助事業により取得した財産等について**管理台帳を備え**、事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的運用を図らなければなりません。

財産処分等の制限

補助対象設備の**法定耐用年数は、太陽光発電設備17年、蓄電池設備6年**です。補助事業者は、法定耐用年数を経過する前に、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、廃棄し、または取壊し(財産処分等といいます。)を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。内容に応じて財産処分納付金をお支払いいただく場合があります。

自家消費量の報告

市が発電電力量や自家消費量等の実績について報告を求める場合、報告書を提出していただく必要があります。ただし、**補助事業者に代わってサービス利用者が報告することができます。**

※未報告や30%以上の自家消費が確認できない場合は、補助金を返還していただくことがあります。

関係書類の保管

補助事業の完了年度の翌年度から起算して、補助対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります(データ保管が可能なものは、データで構いません)。

義務の継承

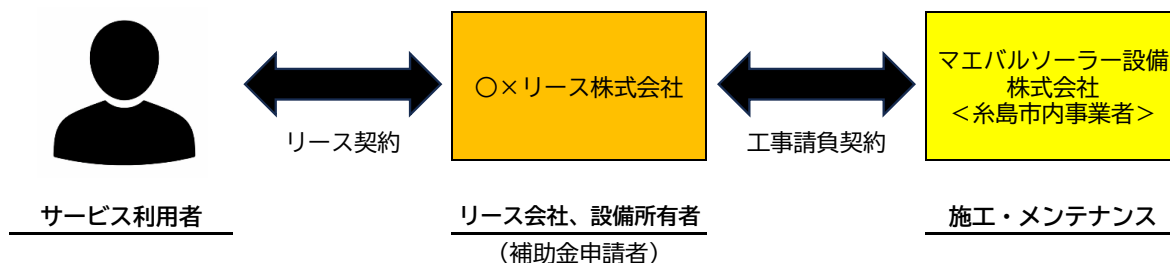
リース期間後にサービス利用者が補助対象設備の所有者となる場合は、サービス利用者がこれらの義務を補助事業者から継承します(リース満了により所有権を移転する際は、事前に財産処分の承認が必要です)。

9. 添付書類の解説

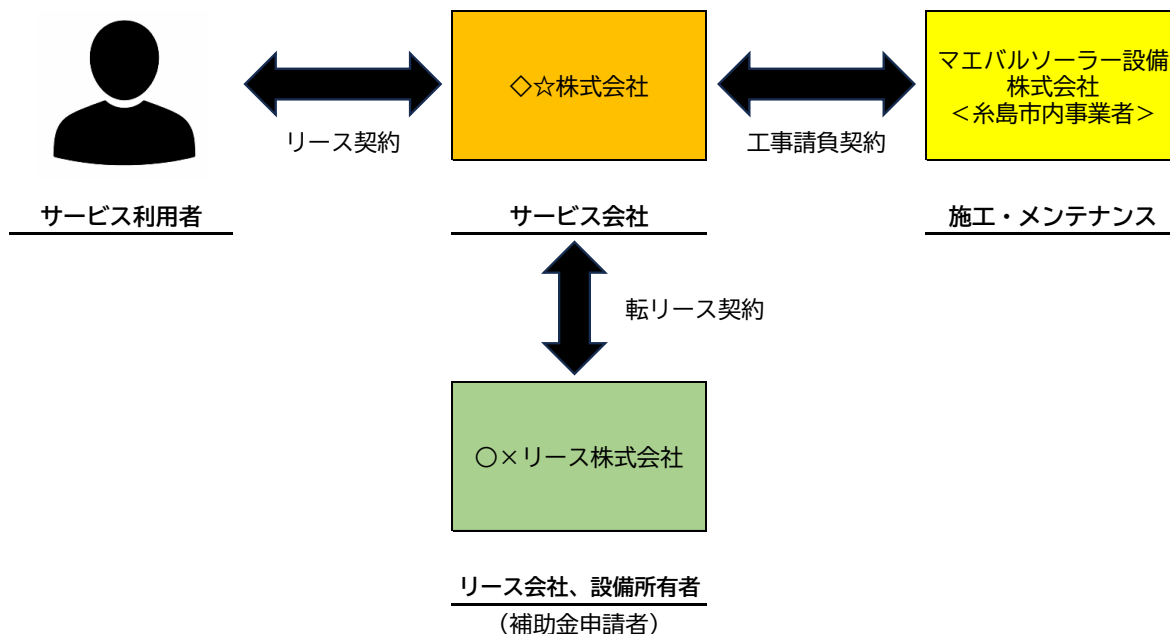
(1) リースの実施体制予定表【交付申請に必要】・リースの実施体制表【実績報告に必要】

リースサービスの実施体制をわかりやすく図示してください。

【例：通常のリースの場合】



【例：転リースの場合】



(2) 設備設置費用の見積書の写しについて【交付申請に必要】

設置工事を発注する予定の設備業者から以下の内容に合う見積書の提供を受けて提出してください。

- ①導入予定設備は、補助金の要件に適合する必要があります。
- ②導入設備・機器の名称、型番、数量、発電容量や蓄電容量が記載されていること。特に蓄電池システムについては、パッケージ型番、システム構成機器及び附帯設備の型番が全て記載されていること。
- ③補助対象設備を「一式」とは記載していないこと。
- ④設備費及び工事費に値引きがある場合、値引き後の額をもとに記載されていること。

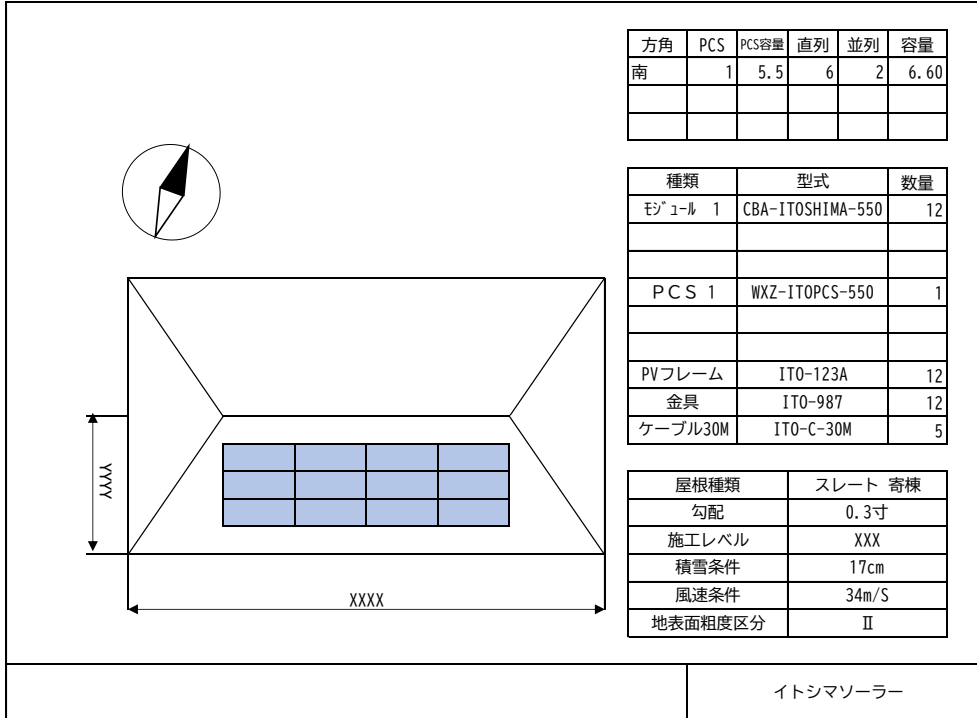
※やむを得ず見積書に値引き前の額及び値引き額が記載される場合は、値引き対象となる設備・機器、工事等ごとに値引き額を記載した内訳書の提供を受け、添付してください。

(3)補助対象設備の設置予定図及び補助対象設備の設置図について【交付申請及び実績報告に必要】

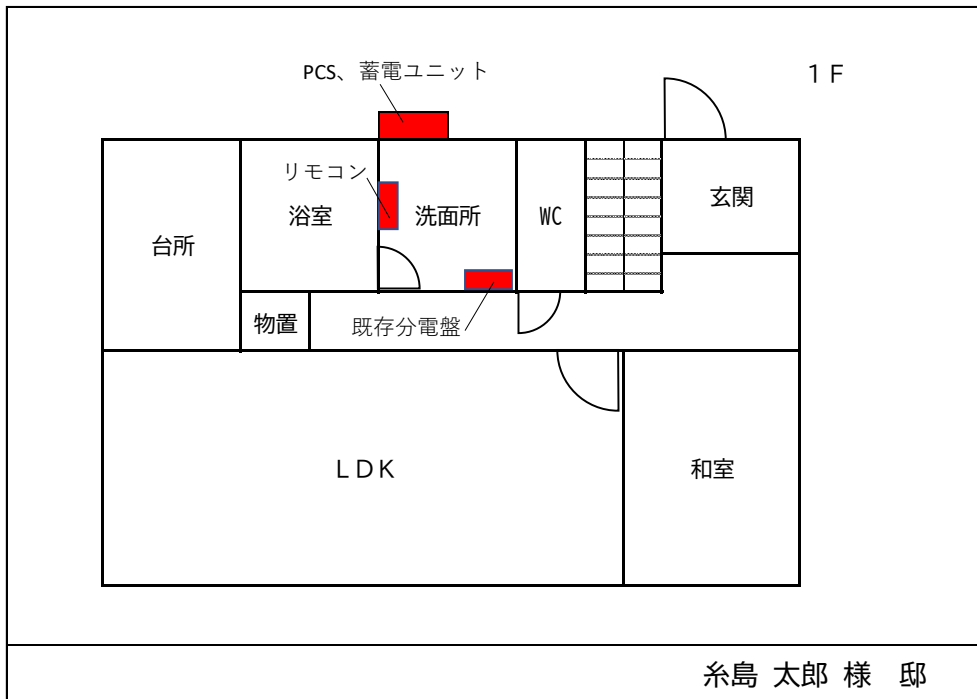
交付申請時は、設置工事を発注する予定の設備業者から設置予定図を、実績報告時は契約して設備設置を
発注した設備業者から設置図の提供を受けて提出してください。

※以下の図面は例示です、記載事項に漏れがなければメーカー作成のもので構いません。

①例：太陽電池モジュールの取付位置・方法等を記載した屋根伏図【交付申請及び実績報告に必要】




②例：パワーコンディショナー、蓄電池ユニット、リモコン等のシステム構成機器及び附帯設備の設置位置を記載した平面図または間取図【交付申請及び実績報告に必要】



③単線結線図【実績報告に必要】

太陽光発電設備等の設置にあたり、系統連系のために一般送配電事業者(九州電力送配電株式会社)に系統連系資料として提出した単線結線図の写しを提出してください。

【例：補助対象設備(機器)の設置予定箇所の写真】

	撮影日	R 8 年 6 月 1 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 工事前	<input type="checkbox"/> 工事後
	<input type="checkbox"/> 建物全景	<input checked="" type="checkbox"/> 設備
	<input checked="" type="checkbox"/> 銘板 設備名 (リモコン)	
<メモ>		

- ケーブル等を設置する屋根裏や壁内等の写真は不要。
- 見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影する。
- 設置予定箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること(設置予定箇所だけのアップは不可)

(5) 施工後のカラー写真【実績報告に必要】

○実績報告用写真を撮影するときは、工事用黒板を入れて撮影すること(電子黒板も可)。

申請者名	(株)〇×リース(糸島 太郎邸)
撮影日	令和 X年 Y月 ZZ日

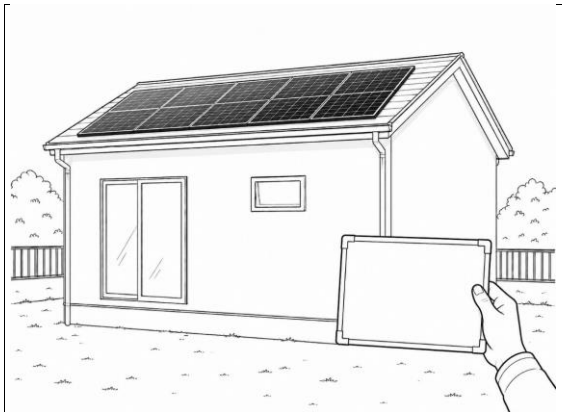
○必要な撮影箇所は以下のとおりです。

- ◆施工後の建物の全景(建物全体や太陽光パネルが載った屋根の状態がわかる角度から撮影すること)
- ◆補助対象設備・機器(見積書掲載分)の設置箇所(屋根裏や壁内等を除く)
 - ※太陽光パネルの設置箇所については、パネル枚数が確認できるように撮影し、1枚に収まらないときは複数の方角から確認できるように撮影すること。
 - ※設置箇所の周囲の状況も分かるように撮影すること(設置予定箇所だけのアップは不可)。
- ◆補助対象設備・機器(見積書掲載分)の銘板写真
 - ※型番、製造番号、蓄電容量、パワコンの定格出力等が記載されている銘板を撮影すること。
 - ※文字を読み取れるように撮影すること。
 - ※パネル、架台、ケーブル等の銘板は撮影不要。

○交付申請時と異なる箇所に設置した場合は、設置前に「施工前の設置箇所」も撮影し、実績報告時に施工前の写真も提出すること。

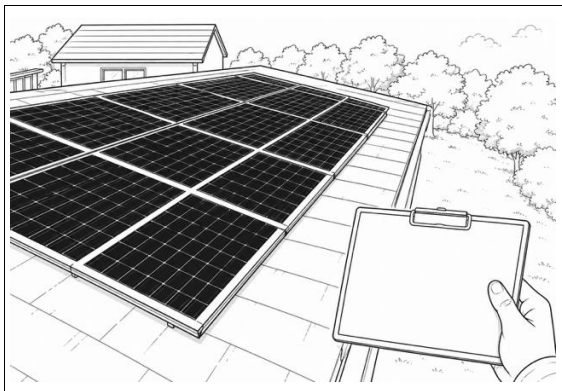
- ※設置位置の変更については、あらかじめ市に相談し、承認を得ること。
- ※変更内容により、変更等承認申請の提出が必要となります。

【例：住宅全景の写真】

	撮影日	R 8 年 1 2 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 工事前	<input checked="" type="checkbox"/> 工事後
	<input checked="" type="checkbox"/> 建物全景	<input type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 ()	
<メモ>		

○住宅全体が写る角度で撮影してください(太陽光パネルが載った屋根の状態が写るように)。

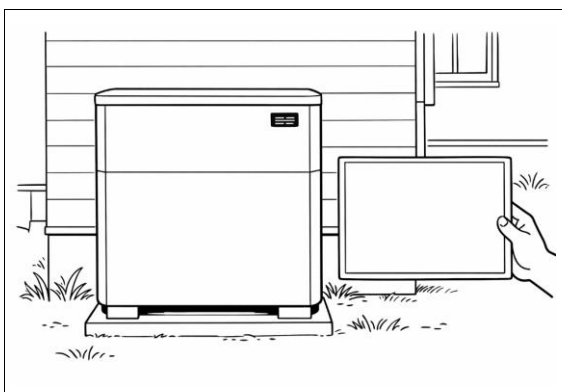
【例：補助対象設備(機器)の設置箇所の写真】

	撮影日	R 8 年 1 2 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 工事前	<input checked="" type="checkbox"/> 工事後
	<input type="checkbox"/> 建物全景	<input checked="" type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 (太陽光モジュール)	
<メモ>		

○架台、配線等の写真は不要。パネル枚数がわかるように撮影すること。

※1枚に収まらないときは複数方向から撮影すること(左の例では反対方向からの写真も必要)。

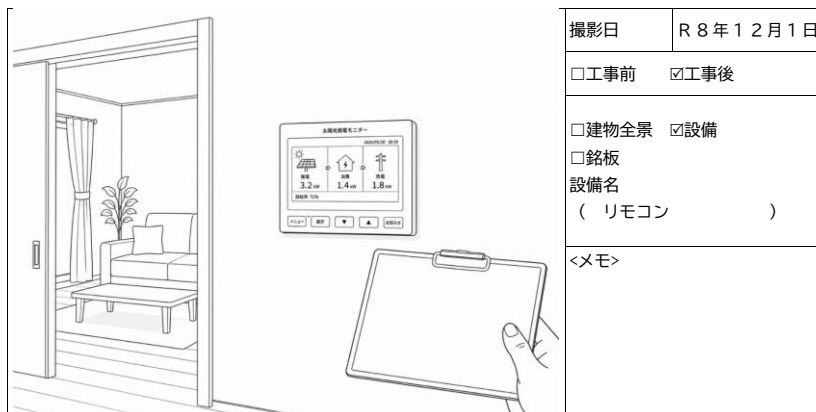
【例：補助対象設備(機器)の設置箇所の写真】

	撮影日	R 8 年 1 2 月 1 日
	<input type="checkbox"/> 工事前	<input checked="" type="checkbox"/> 工事後
	<input type="checkbox"/> 建物全景	<input checked="" type="checkbox"/> 設備
	<input type="checkbox"/> 銘板 設備名 (蓄電ユニット)	
<メモ>		

○見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影すること。

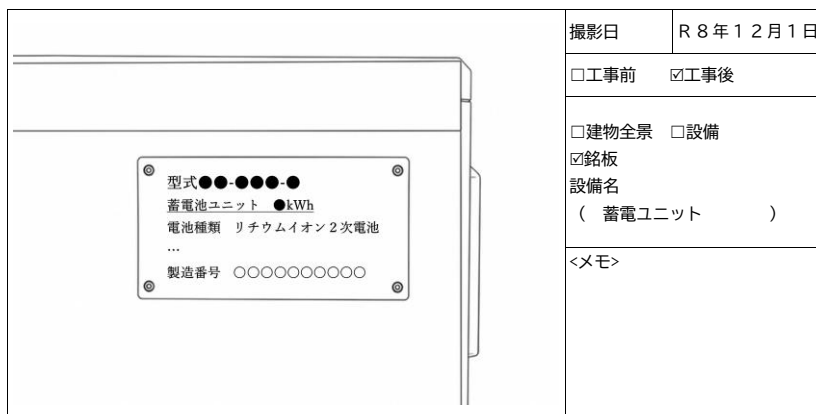
○設置箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること。設置箇所だけのアップは不可。

【例：補助対象設備(機器)の設置箇所の写真】



- 見積書に記載されている全ての設備(機器)を撮影すること。
- 設置箇所の周囲の状況が分かるように撮影すること。設置箇所だけのアップは不可。

【例：補助対象設備(機器)の銘板写真】



- パネル、架台、ケーブル等の銘板写真は不要。
- 型番、製造番号、蓄電容量、パワコン定格出力等が掲載されている箇所を撮影する(文字を鮮明に読み取れるように)。
- 蓄電ユニットを例示しているが、他の設備の銘板も提出すること。

●蓄電池仕様

ア. 蓄電池パッケージ

蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うもの。

※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

イ. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない(算出方法については、JIS C 4413を参照すること)。

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

(c) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(d) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては当社担当窓口へご連絡下さい」

(e) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先が対象機器の添付書類に明記されていること。

ウ. 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2またはIEC62619の規格を満足すること。

エ. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1もしくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

オ. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

カ. 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

●補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費(これに要する運搬費、保管料を含む)
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費(公共工事設計労務単価表を参考とすること)
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用) ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料) ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
		附帯工事費	本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用(必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること)
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費
		測量及試験費	事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費
	設備費	設備費	事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

<補助対象経費、補助対象外経費について>

- ・太陽光発電設備、蓄電池設備の共通経費は、任意の方法で配分すること(蓄電システム機器及び附帯機器は蓄電池設備に計上)。
- ・補助対象外経費の例
リースにかかる費用(金利、税、動産保険など)、一般送配電事業者への接続検討申込費用、系統連系工事負担金、自然災害補償、有料の保証延長、ソーラーカーポートのカーポート部及び設置費用、設置範囲を超える防水工事費用、産廃処理費用、既存設備の撤去費用、V2Hやエコキュート及びそれらの設置費用等

◎FAQ～よくある質問

Q1. なぜ市民が直接補助金を受けることができないのでしょうか。

A1. この制度は、リース事業者に補助対象設備の設置費に対する補助金を交付し、リース料を低減するしくみとなっています。市民の方による自己所有設置への補助金も用意しています。

Q2. 糸島市太陽光発電リースプラン登録制度登録事業者からの申請に限定している理由は何ですか。

A2. 補助要件に合うサービスを提供可能なリース事業者と市民のマッチングを推進するためです。

Q3. 受付は先着順とのことですが、申請書類に不備があった場合、どうなりますか。

A3. 申請書類が全て揃っている状態で「受付」とします。不備があった場合、解消されるまで受け付けられません。その間に他の方の申請により予算額に達した場合、補助は受けられません。

Q4. 申請書類の提出方法を教えてください。

A4. ①環境政策課窓口への提出（令和8年6月1日から窓口時間が9:00～16:45に短縮）

②郵送による提出（申請期限の令和8年11月30日**必着**）※インターネットメールは不可。

Q5. 予算額に達した場合、補助金を受けることはできませんか。

A5. 予算額に達した時点で募集を終了します。ただし、先に交付決定を受けた方が実施を取りやめた場合等に備え、「先着順に最大3件分の仮受付」を行います（交付決定の取消がない場合は補助できません）。

Q6. 国や市が実施している他の補助事業との併用はできますか。

A6. この補助金は国費を財源としており、国費による補助金を「同一設備」で複数受けることは認められません。国の補助金を受ける設備が別々である場合は、併用可となる場合があります。なお、市が実施する「創エネルギーのまち・いとしま推進補助金」との併用は認めていません。

Q7. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定を受けてはいけない理由を教えてください。

A7. この補助金は国費を財源としています。FIT等の売電価格は、国費によって通常の売電価格より高くなっており、FIT等の売電と補助金による二重補助が禁じられています。

Q8. FIT(固定価格買取制度)やFIPの認定取得が不可であれば、売電できないということですか。

A8. 小売電気事業者への非FIT売電は可能です。ただし発電電力量の30%以上を自家消費してください。

Q9. 設備を設置する住宅が、サービス利用者の親の名義になっています。補助対象となりますか。

A9. サービス利用者の2親等内の親族が所有する住宅の場合は対象となりますが、所有者の承諾が必要です。サービス利用者及びリース事業者の責任に基づき了承を得てください。

Q10. サービス利用者が設備を設置する住宅に住んでいない場合でも、補助対象となりますか。

A10. サービス利用者が設備を設置する住宅に住んでいない場合でも、サービス利用者の2親等内の親族が住宅に居住して設備を使用する場合は対象となります。

Q11. 申請者や工事の発注者、設備設置代金の支払者等の名義は別々でもよいですか。

A11. 申請者、工事発注者、設備設置代金支払者、設備所有者は原則として同一である必要があります。

Q12. 30%以上自家消費するためには、どのように設備を導入したらいいですか。

A12. 設備を設置する住宅における電気使用量を把握して検討する必要があります。スマートメーターが設置されている場合、九電WEBサイト(My九電)等で、時間帯別の電気使用量を調べることができます。特に、蓄電池を設置せずに過大な発電設備を設置すると住宅に不在の時間帯の電気使用量が少ないため、売電が増え、30%以上を自家消費することが難しくなります。適切な発電容量を検討してください。

Q13. 補助金額はいくらですか。

A13. 太陽光発電：出力(kW、整数) × 70,000円 ※上限9kW相当額。

蓄電池：補助対象経費(1kWhあたり上限額153,000円) × 1/3 ※上限10kWh相当額。

(事例)①太陽光パネル出力 4.8kW(パワコン出力 5.5kW) 補助対象経費 120万円(税抜)

1kWあたり補助対象経費250,000円(=1,200,000÷4.8kW) ▶ 1kWあたり補助額70,000円

70,000円 × 4kW = 280,000円

②蓄電システム蓄電容量12kWh 補助対象経費 192万円(税抜)

1kWhあたり補助対象経費160,000円(=1,920,000÷12kWh)

▶1kWhあたり補助対象経費の上限(153,000円)超、補助額上限10kWh

153,000円×10kWh=1,530,000円(補助対象経費)

1,530,000円 × 1/3 = 510,000円

※詳細は手引き3ページをご覧ください。

Q14. 既にリース契約を締結していますが、補助対象となりますか。

A14. 補助対象外です。本補助金では、市に交付申請を行ったうえで市から交付決定を受けた後に着手する必要がある(着手とは契約や発注等の行為が含まれます)。

Q15. 申請書類の提出後、すぐに設備の設置を開始してよいですか。

A15. 申請書類を提出した後でも、市から交付決定を受けるまで着手しないでください(着手には契約や発注等を含みます)。事前着手が判明した場合、交付不可の決定や交付決定の取消、補助金返還命令等の措置を行います。

※概ね30日以内に交付可否を決定しますが超過することがあります。その場合でも事前着手は認められません。日程に余裕をもって申請してください(交付決定を早めてほしい等の要望は受けられません)。

Q16. 交付決定を受けた後、申請内容に変更が生じた場合はどうすればよいですか。

A16. 原則として住宅用太陽光発電等リース設置補助金変更等承認申請書の提出が必要です。事前に市の承認が必要です。ただし、承認申請が不要となる場合もあります。あらかじめご相談ください。

Q17. 実績報告期限に間に合わない場合、どうなりますか。

A17. 実績報告書類の提出がない場合、補助金の交付決定を取り消します。ただし、災害等、申請者の責によらず、やむを得ないと認められる場合は、事前にご相談ください(環境省と市で協議を行いますので、すみやかに報告してください。協議の結果、交付できない場合もあります。ご了承ください)。

Q18. リース期間終了後に設備を無償譲渡する契約ですが、財産処分の手続きが必要でしょうか。

A18. 所有権移転は、取得財産等の譲渡に該当します。そのため、所有権移転を行う前に事前に市に対する財産処分の手続きを行い、承認を受けていただくことになります。必ずご相談をお願いします。

●申請書類等提出・問い合わせ

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係(市役所3階5番窓口)

電話番号：092(332)2068

所在地：〒819-1192 福岡県糸島市前原西一丁目1番1号

受付時間：市役所開庁日の9:00~16:45 ※6月1日から短縮されました。 問合せフォーム

※土・日曜日、祝日、12月29日~1月3日は閉庁日。

